

ときがわ町補助・支援制度一覧

支援項目	No.	区分	支援制度名称	支援対象者	支援区分	支援内容		課（担当）・問い合わせ先	URL
妊娠・出産・子育て	1	妊婦	妊娠中の相談、妊婦訪問	妊婦の方	支援		助産師等の専門職がすべての妊婦の方にご連絡し、体調などをお聞きする。希望により訪問も可能	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/797
	2	妊婦	ハッピーマタニティ教室	妊婦の方とそのパートナー等	支援		妊娠中の注意点やお産の準備の講話、妊婦体験、沐浴演習などを実施	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/801
	3	妊婦	マタニティ歯科健診	妊婦の方	支援	【町独自】	「よい歯の教室」において、妊婦の方を対象に歯科健診を実施	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2890
	4	妊婦	多胎妊婦健康診査費補助金	多胎の妊婦の方	助成金		通常の妊婦健康診査費に加え、最大5回分（計19回分）の費用の一部を助成（1回5千円まで）	保健センター 0493-65-1010	
	5	妊婦	妊婦のための支援給付（旧出産・子育て応援給付金）	妊婦の方	助成金		妊婦支援給付認定後5万円支給。出産後、妊娠している子どもの人数×5万円を支給する制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	
	6	出産	出産祝い金	生まれた子を監護している母若しくは父又は養育者（町内に住所を1年以上有する者、町税等の滞納のない者）	助成金	【町独自】	祝い金10万円を支給する制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/757
	7	乳幼児	未熟児養育医療	次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児が対象。 1．出生時体重が2,000グラム以下の乳児 2．1以外の乳児で、生活力が特に弱くけいれんやチアノーゼなど町で定めるいずれかの症状を示す乳児	助成金		出生時の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対してその治療に必要な医療費を負担する制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1191
	8	産前産後	産前産後期間の国民健康保険税の減額制度	国民健康保険被保険者で出産（予定）の方	支援		国民健康保険被保険者の方が出産する予定（または出産した）の場合、産前産後の一定期間の国民健康保険税に係る所得割額および均等割額が減額される制度	税務会計課（課税担当） 0493-65-0811	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2860
	9	産前産後	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	〔国民年金第1号被保険者〕で出産日が平成31年（2019年）2月1日以降の方	支援		出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除される制度 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料を免除 ※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいう。（死産、流産、早産された方を含む）	町民健康課（保険担当）0493-65-0812	https://www.tokigawa.lg.jp/section/tokigawa/health/20180301.html
	10	産前産後	産前産後サポート事業	産婦の方、乳幼児	支援		産婦の方や子育て中の親子を対象とした各種広場の実施。専門職に相談も可能 広場：「産後ストレッチャ」、「よちよち広場」、「音楽あそび」、「フリーD a y」	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3201
	11	産後	産後ケア事業	出産後1年以内の産婦の方とその乳児	助成金		医療機関等で宿泊または日帰りで、専門職によるケア（育児相談、乳房ケア等）を実施。宿泊と日帰りの利用を通算計7日まで利用可。通算5日まで減免あり（所得により、一部自己負担あり）	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3200
	12	乳児	1か月児健診費助成事業	乳児の保護者	助成金		生後1か月頃に実施した健康診査について、支払われた金額に対し6千円を限度に1人につき1回助成	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1756
	13	新生児・乳児	新生児・産婦訪問 赤ちゃん訪問	新生児・乳児とその親	支援		赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭に助産師または保健師が訪問	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/802
	14	乳幼児	乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児とその親等	支援		4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳児を対象とした健診を実施	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1321
	15	乳幼児	子育てサロン	乳幼児とその親等	支援	【町独自】	愛育班による事業。季節に応じた遊び、手作り昼食の提供（年5回）	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3169
	16	乳幼児	乳幼児相談	乳幼児とその親等	支援		身体計測、育児相談、栄養士による相談を実施（月1回）、奇数月は助産師による相談を実施	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2847
	17	乳幼児	乳幼児発達相談	乳幼児とその親等	支援	【町独自】	発育発達の心配事について、医師、理学療法士、保健師による相談を実施（年3回）	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2894
	18	乳幼児	子育て応援きつぷ（パパ・ママリフレッシュ切符）	ときがわ町在住の生後4か月から就学前のお子さんを在宅で子育てされている方	支援	【町独自】	保護者の理由を問わず、お子さん（生後4か月から就学前）1人につき1年間で36時間まで、無料保育を利用できる制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/460
	19	幼児	パパママ歯科健診	2歳6か月健診を受診するお子さんの親	支援	【町独自】	2歳6か月児健診を受診した親を対象とした歯科健診の実施	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2890
	20	幼児	誕生祝品配布事業	1歳6か月健康診査受診児	支援	【町独自】	ときがわ産材のヒノキを使用した「食器セット」を配布し、子供のころから木に親しむことで木育（もくいく）を育む事業	農林環境課（農林担当） 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1564
	21	未就学児	トトロの会（平保育園）	未就学児親子	支援	【町独自】	未就園児親子を対象に遊びのひろばを月に1回開催	平保育園 0493-67-0446	
	22	未就学児	子育て支援センター（玉川保育園）	妊婦、未就園児とその保護者	支援		保育士が子育ての相談や遊びの指導を実施。親子の触れ合いや他の保護者との交流を図る。	玉川保育園 0493-65-5201	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/381
	23	未就学児	ランチタイム（玉川保育園）	妊婦、未就園児とその保護者	支援	【町独自】	子育て支援センター利用者を対象に、お弁当を持参し昼食を取りながら保護者同士の交流を図る。 ※園の給食（有料）を食べることも可能（人数制限有）	玉川保育園 0493-65-5201	
	24	10歳未満	子育て支援住宅	子育て世帯（同居する親族に10歳未満の子がいる世帯）	支援	【町独自】	子育て世帯（同居する親族に10歳未満の子がいる世帯）向けに、大字西平地内に住宅3棟を用意（抽選制） ※空き状況については要確認	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/565
	25	幼児・児童	よい歯の教室	1歳6か月～9歳位までのお子さんとその親等	支援	【町独自】	歯科健診とフッ素塗布の実施（年3回）	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2890
	26	児童	チャイルドシートリサイクル	ときがわ町に住所を有する児童・幼児の保護者又は保護者となる見込みの者	支援	【町独自】	使用されなくなったチャイルドシートを提供（寄附）していただき、クリーニングして必要な方に無償譲渡する制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	
	27	児童	児童手当	児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している方	助成金		児童の年齢や多子加算により支給額が変わります。月額最大3万円を支給する制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1044
	28	児童	子ども医療費の助成	ときがわ町に住所がある0歳児から高等学校修了前の児童（18歳になって最初の3月31日までの者）の保護者	助成金		お子さんが医療機関に入院・通院した際に支払う医療保険の一部負担金の額を助成する制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/863

	29	児童	園庭開放（平保育園）	地域住民	支援	【町独自】	土・日・祝日に、子どもたちの遊び場として園庭を開放。ブランコやジャングルジム、砂場など自由に利用可能	平保育園 0493-67-0446	
	30	児童	パパママほっとカフェ（玉川保育園）	支援センター利用者、保育園利用者	支援	【町独自】	子育て支援センターや保育園利用者を対象に、お茶（有料）を飲みながら保護者同士や保育士との交流を図る。	玉川保育園 0493-65-5201	
	31	小学生以下	ファミリーサポートセンター	ときがわ町在住で、原則小学校6年生までのお子さんと同居している方	助成金		育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助したい方（サポート会員）が助け合う会員組織となっており、「保育園や小学校への送迎や前後の預かり」「仕事等により子どもの世話ができない時の預かり」「保護者の体調不良などの緊急的な預かり」「子どもが風邪等で保育園や小学校へ行けない時の預かり（病児・病後児預かり）」など、援助が必要な利用会員に、サポート会員を紹介する支援を行う制度	福祉課(児童福祉担当) 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1010
	32	小学生以上	ときがわ町子育て支援対策通学費補助金	ときがわ町在住の小学生・中学生・高校生等	助成金	【町独自】	町路線バスの通学定期、または乗合タクシーの定期券を、購入窓口で正規の定期券購入額から補助金額を差し引いた額で購入することができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	【路線バス】時刻表内（14ページ） https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1159 【乗合タクシー】 https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1917
	33	中学生以上	ときがわ町子育て応援回数券	ときがわ町在住の中学生・高校生	支援	【町独自】	町路線バスの回数券を、通常よりも大きい割引額で購入することができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	時刻表内（13ページ） https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1159
	34	その他	不妊治療費助成事業	年度当初の時点で妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚含む）	助成金	【町独自】	不妊治療等の自己負担金について、10万円を限度に年度2回まで通算5年間助成	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1757
	35	その他	早期不妊検査費・不育症検査費助成事業	夫婦が共に不妊検査を開始した場合で、検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方	助成金		夫婦が受けた不妊または不育症のための検査費用に対して1回のみ助成 ※検査開始時年齢により助成額が異なる。 ・35歳未満の方：上限3万円 ・35歳以上43歳未満の方：上限2万円	保健センター 0493-65-1010	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2796
	1	児童	ひとり親家庭の医療費の支給	ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満まで）とその母（父）又は養育者	助成金		お子さんまたは母（父）が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金の額を助成する制度	福祉課(児童福祉担当) 0493-65-0813	
	2	児童	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害のある子どもが育成される家庭	助成金		父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当	福祉課(児童福祉担当) 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/454
	3	児童	特別児童扶養手当	20歳未満で、精神または心身に政令で定める程度の障害のある児童を育てている方	助成金		精神または、身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを育てている方（父母または養育者）に手当を支給し、児童の福祉の増進を図る制度	福祉課(児童福祉担当) 0493-65-0815	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/945
	4	国保・後期保健加入者	保養施設の利用に関する助成制度	ときがわ町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険制度加入者	助成金	【町独自】	契約保養施設の宿泊料金の助成制度 一泊につき大人3千円、小人1,500円（同一年度内二泊まで）	町民健康課（保険担当）0493-65-0812	
	5	40歳以上国保・後期保健加入者	人間ドック・併診ドックに関する助成制度	40歳以上のときがわ町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険制度加入者	支援	【町独自】	人間ドック・併診ドックの受診料金の助成制度 人間ドック2万5千円、併診ドック3万円（特定健診・いきいき健診と併用不可、同一年度内1回）	町民健康課（保険担当）0493-65-0812	
	6	40歳以上国保・後期保健加入者	健康診断に関する助成制度	40歳以上のときがわ町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険制度加入者	支援	【町独自】	健康診断（特定健診、いきいき健診）を無料で受診できる制度（人間ドックと併用不可、同一年度内1回）	町民健康課（保険担当）0493-65-0812	
	7	高齢者	高齢者等配食サービス	65歳以上の単身、高齢者のみの世帯	支援		食生活の改善と健康の増進、安否確認のために、自宅へ食事（昼食1回）を提供 ※自己負担：1食300円	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/408
	8	高齢者・障害者	紙おむつ給付サービス	在宅要介護者（要介護3以上）又は心身障害児者で排泄物等の介護を常時必要とすることが確認できる者	支援	【町独自】	1か月あたり5千円を限度とし、現物（紙おむつ）を支給	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/410
	9	高齢者・障害者	寝具洗濯乾燥消毒サービス	65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯の者、身体障害者、難病患者等、要介護4以上と認定された者等	支援	【町独自】	在宅で寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯・乾燥及び消毒のサービスを提供	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/409
	10	高齢者	高齢者住宅火災警報器設置助成	65歳以上の単身、高齢者のみの世帯	支援	【町独自】	一人暮らし高齢者等の火災時の逃げ遅れを防止するため、高齢者の住宅へ火災警報器の設置費用を助成（1戸につき15,500円を限度）	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/650
	11	高齢者	家族介護者支援手当	次の条件をすべて満たす方 ・要介護2以上 ・介護している方と介護されている高齢者が同一世帯の属していること ・入院せず、自宅で介護していること ・3か月以上、介護保険を利用していないこと ・介護保険料を滞納している方が世帯にいないこと	支援	【町独自】	一定の条件を満たす家族介護者に手当を支給することで、介護サービスに頼らないで家族でやっていこうという方を応援する制度	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/403
	12	高齢者	徘徊高齢者見守りシール交付	65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けている方、認知症の症状により行方不明となるおそれのある方	支援	【町独自】	高齢者の方が認知症の症状により行方不明となってしまった際の早期発見を目的に、QRコードを印刷したラベルシールを交付	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2324
	13	高齢者	高齢者補聴器購入費助成金	65歳以上で、医師の診断を受け、補聴器が必要と判断された方	助成金	【町独自】	医師が必要と認めた耳に装着する補聴器1台の購入に係る費用を3万円を上限に助成	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	
	14	高齢者・障害者	福祉有償運送の移送サービス	身体障害者手帳を所持している方、要介護認定・要支援認定を受けている方、知的障害、精神障害などにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方	支援		社会福祉協議会の会員及びその家族で日常生活を営むのに支障があり、援助を必要としている方を対象に有償運送サービスを実施	社会福祉協議会 0493-65-1536	http://tokigawa-shakyo.or.jp/seikatsumen.jp.html
	15	社会福祉	日常生活用具（車いす等）貸出事業	外出時に車いす等を必要とする方等	支援		外出時に車いす等を必要とする方等への日常生活用具の短期の貸し出しを行っています。貸出期間は、原則3か月を限度（更新可）とし無料で貸し出しをしています。	社会福祉協議会 0493-65-1536	http://tokigawa-shakyo.or.jp/seikatsumen.jp.html

福祉・医療	16	社会福祉	地域支え合いサポート事業	日常生活上のサポートが必要な概ね65歳以上の方、障害のある方、病気や出産などで一時的に支援の必要な方	支援		身の回りのちょっとした困り事（買い物代行、部屋の掃除、外出の支援等）を、有償ボランティアがお手伝いする事業	社会福祉協議会 0493-65-1536	http://toki.gwa-shakyo.or.jp/seikatsum.js.html
	17	高齢者	月イチ食堂	65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳並びに保健福祉手帳の交付を受けている方	支援	【町独自】	登録店で月に一度使用できる食事券（500円×12枚）を交付	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2255
	18	障害者	重度心身障害者医療費助成	・身体障害者手帳１級～３級の交付を受けた方 ・療育手帳㉔、Ａ、Ｂの交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方（精神通院医療への入院費用を除く） ・精神障害者保健福祉手帳２級の交付を受けた方（精神通院医療に係る医療費のみ） ・65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方 ※65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。	助成金		対象者が病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（附加給付、高額療養費、生活療養費を除く）について助成します。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/488
	19	障害者	自立支援医療（更生医療）の給付	18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方	助成金		身体障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を、都道府県が指定する医療機関で受けた場合に支給されます（手術前に身体障害者手帳を所持していることが前提です。）。 （角膜手術、関節形成術、人工透析療法、腎移植など） 原則1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じた負担上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/499#0c0
	20	障害者	自立支援医療（育成医療）の給付	次のような障害・疾患のある18歳未満の方 【育成医療の対象疾患例】 （肢体不自由によるもの）内反足、尖足奇形、側弯症など （視覚障害によるもの）内斜視、白内障、角膜白斑など （聴覚・平衡機能障害によるもの）中耳奇形、慢性中耳炎など （音声・言語・咀嚼機能障害によるもの）口蓋裂、口唇裂など （心臓機能障害によるもの）心室中隔欠損、ファロー四徴症など （腎臓機能障害によるもの）慢性腎不全、人工透析など （小腸機能障害によるもの）食道閉鎖、臍帯ヘルニア、肛門閉鎖など （肝臓機能障害によるもの）胆道閉鎖症、肝硬変など （その他内臓機能障害によるもの）小腸軸捻転、巨大結腸症など （ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害によるもの）抗HIV療法等	助成金		指定医療機関で手術等の医療を受け、確実な治療効果を期待できる場合、指定医療機関で必要な医療給付を行います。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/499#0c0
	21	障害者	自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神障害の治療のために継続的な通院医療を受けている方	助成金		精神障害の治療のために継続的な通院医療を受けている方に対して、医療費の一部を公費で負担します。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/499#0c0
	22	障害者	補装具費（購入・修理）の支給	障害者手帳の交付を受けた方 難病患者等	助成金		身体障害者・児の失われた身体機能を補完または代替、難病患者等の身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活を容易にするために補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。 原則として購入等費用の１割が自己負担ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。 ※すでに購入してしまったものへの支給はおこなっていません。 ◎新規の場合には医学的意見書や更生相談所の判定が必要になることもありますので、事前に社会福祉担当にご相談ください。難病患者等の方は、病名がわかる受給証等が必要になります。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/486
	23	障害者	日常生活用具の給付	障害者手帳の交付を受けた方 難病患者等 ※ただし在宅に限る	助成金		在宅の重度障害者・児及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付しています。なお、障害の種類、等級、年齢などにより給付に制限があります。 原則として基準額となる購入費用の１割が自己負担です。 ※すでに購入してしまったものへの給付はおこなっていません。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/486
	24	障害者	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾患児	助成金		在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	
	25	障害者	障害福祉サービス	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者等	支援		障害をお持ちの方が地域で暮らしていく上で、安心した生活ができるよう、障害者総合支援法により総合的なサービスを受けることができます。 ※原則として、介護保険制度のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/526
	26	障害者	心身障害者扶養共済制度	県内に居住する65歳未満の保護者で、次のいずれかに該当する障害者を扶養している健康な方 １．身体障害者１級～３級 ２．療育手帳所持者 ３．精神又は身体に永続的な障害のある方で上記１、２と同程度と認められる方	助成金		心身障害児（者）を扶養している保護者が死亡又は重度の障害者になった場合に心身障害児（者）に年金が支給されます。 ＜掛 金＞加入時の年齢により月額１口9,300円～23,300円（加入数は２口まで） ＜支給額＞１口 月額20,000円（毎月25日振込）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/526

27	障害者	特別障害者手当	20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する状態（特別障害者手当の障害基準を満たしている）にある方	助成金		20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する状態（特別障害者手当の障害基準を満たしている）にある方に支給されます。 <手当額> 月額 28,840円 <支給制限> 次に該当するときは受給できません ① 障害者本人および扶養義務者の前年の所得が次の一定額以上のとき ② 施設に入所している方 ③ 継続して3か月をこえて病院等に入院している方 <支給方法> 申請のあった月の翌月分から毎年2月（11月～1月分）、5月（2月～4月分）、8月（5月～7月分）、11月（8月～10月分）に支給されます	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/521
28	障害者	障害児福祉手当	20歳未満であって身体障害者手帳の1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳㊦の方、並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方 ※ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます	助成金		<手当額> 月額15,690円 <支給制限・支給方法> 特別障害者手当に同じ（児童の場合、入院は除く）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/522
29	障害者	在宅重度心身障害者手当	重度の障害があり特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の支給を受けていない方 ※住民税が課税されている方、施設に入所している方、65歳以上の新規手帳取得の方は除きます。	助成金		<対象者> 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた方 療育手帳㊦、Aの交付を受けた方 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 他 <手当額> 月額5千円 <支給方法>申請のあった月の翌月分から、3月（10月～3月分）と9月（4月～9月分）に支給されます。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/726
30	障害者	障害児（者）生活サポート事業	身体・知的・精神のいずれかの手帳の交付を受けている方 医師により発達に障害があると診断された方 難病患者	支援		町に登録した民間サービス団体が、障害者・児の外出援助、送迎、一時預かり等のサービスを行います。1時間あたりの利用自己負担額は400円（年間150時間まで利用可能ですが、150時間を越えた場合は、1時間あたり2,850円の自己負担になります。） ※事業所によっては、他に手数料やガソリン代などが発生する場合があります。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/505
31	障害者	重度障害者居宅改善整備事業	重度身体障害者（下肢、体幹機能障害1級、2級の方で、所得が一定基準以下の方）	支援		日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善する場合、1件あたり36万円を上限に補助します。 ※日常生活用具給付事業の住宅改修給付が優先されます。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/510
32	障害者	福祉タクシー利用料金助成事業	障害者手帳(身体、療育、精神いずれかの手帳)をお持ちの方	支援	【町独自】	障害者タクシー利用券を年間36枚交付し、初乗り料金相当を補助します。 利用できるタクシーは埼玉県タクシー協会、埼玉県個人タクシー協会に加入している事業者及び町と協定書を締結している介護タクシー事業所に限ります。 ※同年度内に自動車等燃料費助成との選択制であり、併給はできません。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/501
33	障害者	自動車等燃料費助成事業	身体障害者手帳1級・2級・3級の交付を受けた方 療育手帳㊦・A・Bの交付を受けた方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けた方	支援	【町独自】	上記障害をお持ちの本人またはその介助者に対して燃料費の助成をします。 1か月あたり1,500円を上限とします。 ※福祉タクシー利用料金助成との選択制であり、併給はできません。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/500
34	障害者	日中一時支援事業	在宅の障害児・者	支援		在宅の障害児（者）の日中における活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等必要な支援を行う事業です。 利用者負担は事業単価の1割です。（詳しくは社会福祉担当まで）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/497
35	障害者	自動車運転免許取得費	町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の方	助成金		町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者に対し、第1種普通自動車免許の取得に要した費用に対し、対象経費の2／3の額を補助します。（上限12万円）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/498
36	障害者	自動車改造費助成	町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の方	助成金		町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の運転する自動車の走行装置等の改造に係る費用に対し、10万円を限度に補助します。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/498
37	障害者	障害者入浴サービス事業	町内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、1級または2級の肢体不自由者	支援		町内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、1級または2級の肢体不自由者に対して、月2回まで委託業者が訪問入浴サービスに伺います。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/499
38	障害者	更生訓練費支給事業及び就職支度金給付事業	自立訓練又は就労移行支援を利用している方、及び身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している方	助成金		自立訓練又は就労移行支援を利用している方、及び身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業。また、更生訓練を終了し、かつ就職等により自立する方に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業。利用希望の方は、社会福祉担当までご相談ください。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/502
39	障害者	意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣）	町内に住所を有する聴覚障害者等	支援		町内に住所を有する聴覚障害者等が県内において冠婚葬祭、各種手続き等に関して手話通訳又は要約筆記を必要とするときは、町が委託する社会福祉法人埼玉聴覚障害者情報センターから手話通訳者等を派遣するものです。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/494

	40	障害者	地域活動支援センター事業	町内在住の障害者等	支援		障害者に交流・憩いの場を提供し、社会との交流促進を図ります。 利用者の費用負担はありませんが、参加する行事によって、実費材料費等がかかることがあります。ときがわ町では以下の事業所に委託しております。 ①地域活動支援センター「あすみーる」 T E L 0493-21-5593 ②比企生活支援センター T E L 0493-81-7145	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/496
	41	障害者	移動支援事業	野外での移動に困難がある障害者等	支援		野外での移動に困難がある障害者等に対して、外出のための支援を行うものです。（公共交通機関を利用しての移動支援が対象です。） 利用者負担は、町で設定した単価をもとに、利用時間により算出した額の1割です。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/495
	42	その他	介護職員資格取得支援補助金	・町内在住者で、当該研修修了から1年以内であり、町民税の滞納がない者 ・町内に所在する介護施設等に当該研修の受講開始以降に就職した介護職員で、当該研修修了から1年以内であって、当該研修修了した日又は就職した日のいずれか遅い日から起算して3か月以上継続して当該介護施設等に勤務する者 ・町内に所在する介護施設等に当該研修の受講を開始前から勤務する介護職員で、当該研修修了から1年以内であって、当該研修を修了した日から起算して3か月以上継続して所定の介護施設等に介護職員として勤務する者	助成金	【町独自】	介護職員初任者研修受講料等の1/2又は上限3万円のいずれか低い額。 ただし、介護職員初任者研修を修了した日から起算して3か月以上継続して所定の訪問介護事業所に訪問介護員として勤務した場合は、当該研修受講料等の1/2又は上限5万円のいずれか低い額。	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3029
生活・住まい	1	生活	ときがわ町高齢者運転免許証自主返納支援補助金	町内在住70歳以上かつ自主返納してから6か月以内の者	助成金	【町独自】	町路線バス定期券（1か月分）または乗合タクシー定期券（1か月分）、もしくはその両方の補助金を受けることができる制度	総務課（自治人権担当） 0493-65-0401	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2734
	2	生活	ときがわ町防犯対策補助金	ときがわ町内に住所があり町内の住宅に居住する個人	助成金	【町独自】	住宅に防犯対策を行った者に対し、その費用の一部を補助する制度	家族相談支援センター 0493-66-0222	
	3	生活	薪ストーブ設置事業費補助金	薪ストーブ付き住宅を新築・購入・増改築する者（その他要件あり）	助成金	【町独自】	補助対象経費に1/2を乗じた額以内（上限10万円）	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1507
	4	生活	太陽光発電システム整備設置費補助	自ら居住する町内の既存住宅若しくは新築住宅又はその附属建物に新規に発電システムを設置した者（その他要件あり）	助成金	【町独自】	太陽電池容量の値（単位はキロワット）に2万円を乗じて得た額（上限6万円）	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2745
	5	生活	自家用飲料水検査補助金	ときがわ町に住所を有し、町で指定する検査機関で水質検査を行った者	助成金	【町独自】	補助金の額は、1検査当たり2,000円を限度とし、1世帯年2回以内	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	
	6	生活	家庭用生ごみ処理機器購入費補助金	町内に住所を有し、かつ、現に居住する者で、購入した処理機器を設置し、継続的に適切な維持管理を行うことができる者 (1) 有効容積が10リットル以上の密閉式生ごみ処理容器 (2) 有効容積が100リットル以上のコンポスト式容器 (3) 木材を主たる材料として製作され、生ごみ等の有機性廃棄物を微生物の働きにより分解し、減量化することを目的とした容器（以下「木製コンポストボックス」という。） (4) 1日当たり1キログラム以上の処理能力を有する電気式生ごみ処理機 ※申請は、補助の対象となる処理機器を購入した日の属する年度の3月31日までとする。	助成金	【町独自】	補助金額は、処理機器の本体価格の2分の1に相当する額とし、限度額は以下のとおり (1) 密閉式生ごみ処理容器 3,000円 (2) コンポスト式容器 5,000円 (3) 木製コンポストボックス 10,000円 (4) 電気式生ごみ処理機 20,000円 なお、(2)～(4)の処理機器については、他の処理機器と併せて申請することはできない。	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3039
	7	生活	ごみステーション設置費等補助金	補助金は、ステーションを設置しようとする地区の代表者に対して交付 補助対象となるステーションは、構造、管理体制、設置場所、材質等の要件あり	助成金	【町独自】	補助金額については以下のとおり (1) ステーションの新設又は修繕に要する費用（土地の取得又は賃貸に係る費用を除く。）が、50,000円以下の場合にあつては費用の全額 (2) 50,000円を超える場合にあっては、50,000円を超える額に2分の1を乗じて得た額と、50,000円の合計額 ※補助限度額は100,000円です。	農林環境課（環境担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3006
	8	生活	家具転倒防止器具設置助成金	町内居住世帯の世帯主	助成金	【町独自】	家具等の転倒防止措置に要した費用の1/2に相当する額で5千円を限度、1申請者につき1年度1回限り助成する制度	建設課（管理都市計画担当） 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3039
	9	生活	私道の舗装修繕	建築基準法（昭和25年法律第20号）第42条第1項第3号、第5号又は同条第2項に規定し通行に著しく支障がある私道	支援	【町独自】	公共の用に供される等の各種要件を満たす私道について、傷んだ舗装の修繕を町が行う制度	建設課（建設担当） 0493-65-1539	
	10	生活	ときがわ町くみ取り便槽等撤去費補助金	町設置型浄化槽を設置する者	助成金	【町独自】	町設置型浄化槽を設置するために必要な、既存のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽を撤去する費用について、最大10万円の補助金を受けることができる制度	水道課（浄化槽担当） 0493-65-1555	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/221
	11	生活	ときがわ町生活排水路整備費補助金	町設置型浄化槽を設置する者	助成金	【町独自】	生活排水を町設置型浄化槽に流入させるための管路及び浄化槽最終ますから20メートル以内の管路整備に係る費用について最大20万円、町設置型浄化槽最終ますから20メートルを超える部分の管路整備に係る費用について最大20万円の補助金を受けることができる制度	水道課（浄化槽担当） 0493-65-1555	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/221
	12	婚活	ときがわ町婚活支援事業補助金	ときがわ町に事務所を置く公共的団体及び民間団体、企業等	助成金	【町独自】	20歳以上の未婚の男女が出会うための交流会等を企画し、実施することに対し補助金を受けることができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1061
	13	婚活	ときがわ町婚活サポート補助金	満45歳未満で単身の者	助成金	【町独自】	SAITAMA出会いサポートセンター及び結婚相談所を利用するために要する経費について補助金を受けることができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2965

	14	耐震	既存建築物耐震診断補助金	【補助対象建築物】昭和56年5月31日以前に建築された2階建以下の木造一戸建専用住宅または併用住宅 【補助対象者】補助対象建築物の所有者またはその2親等以内の親族で、自ら居住しており、町税の滞納のない者	助成金		耐震診断に要した費用の1／2に相当する額で5万円を限度に助成する制度	建設課(管理都市計画担当) 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/899
	15	耐震	既存建築物耐震改修工事補助金	【補助対象建築物】昭和56年5月31日以前に建築された2階建以下の木造一戸建専用住宅または併用住宅 【補助対象者】補助対象建築物の所有者またはその2親等以内の親族で、自ら居住しており、町税の滞納のない者	助成金		耐震改修に要した費用の1／2に相当する額で20万円を限度に助成する制度	建設課(管理都市計画担当) 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/899
	16	空き家	ときがわ町老朽空き家除却に係る土地の固定資産税の減免制度	減免対象土地の所有者又はその相続人	支援		老朽空き家除却補助金交付の施行に伴い、補助金交付対象となった空き家除却後の土地について、住宅用地特例を適用する制度(5年度間)	税務会計課(課税担当) 0493-65-0811	
	17	空き家	老朽空き家除却補助金	【補助対象老朽空き家】倒壊等により隣接地及び周辺の道路等に重大な危険を及ぼすおそれがあると認められ、かつ判定調査の結果、法律に規定する基準に該当する空き家 【補助対象者】補助対象老朽空き家の所有権を有し除却ができる個人で、町税の滞納のない者	助成金		空き家の解体に要した費用の1／2に相当する額で50万円を限度に助成する制度	建設課(管理都市計画担当) 0493-65-1539	
	1	児童	スタディ・オン・サタデー(土曜日の学習会)開催	小学1～3年生	支援	【町独自】	児童の基礎的・基本的学力の定着のため、学習ボランティアの協力により、年間8回程度(全て土曜日の午前中)、学年ごとの問題集(国語及び算数)を中心とした学習会を行う。	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	2	児童	英語村の開催	小学4～6年生	支援	【町独自】	英語で様々な活動を行うことによって、児童の英語への関心や意欲を高める。 年2回開催予定	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	3	児童	各種検定受験の助成	漢字検定 小学4年生 日本語検定 小学4～6年生 英語検定 中学1年生 希望する中学2・3年生	支援	【町独自】	漢字検定(小学4年)、日本語検定(小学4～6年)、英語検定(中学1年、希望する中学2・3年生)を、通学している町立小・中学校内で、全額公費負担により受験できる制度 ※受験希望の級も選択可能	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	4	児童	就学援助	町内に住所がある、小・中学校(私立を除く)に在籍する児童・生徒の保護者のうち、次の1～4のいずれかに該当する方 1 生活保護を受けている方 2 生活保護の停止及び廃止となった方 3 児童扶養手当を受給している方 4 その他必要と認められる方 ※世帯構成・同一生計世帯全員の所得・家族の方の健康状態など世帯の状況を総合的に判断する。	助成金		町立小・中学校に就学するお子さんの、学用品の購入など経済的にお困りのご家庭に、就学費用の一部を援助	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3401
	5	児童	特別支援教育への就学奨励	町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者。 ※生活保護及び就学援助費を受けている場合は対象外 ※世帯の所得の状況等により支給の内容が異なる。	助成金		町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するための国の基準に従った学用品費等の補助	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	6	児童	「十五の春」支援金	中学3年生	助成金	【町独自】	義務教育課程を修了する中学生に対し、支援金として一人当たり5万円を支給	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	7	スポーツ・文化	ときがわ町スポーツ及び文化活動に係る大会等出場費補助金	ときがわ町在住・在勤・在学する者	助成金	【町独自】	スポーツ・芸術文化の振興を目的に、町内に在住し、在勤し、又は在学の方が全国大会などに出場した場合に、その経費の一部を補助する制度	生涯学習課(生涯学習担当) 0493-65-2656	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2103
	8	施設	公民館利用者登録料の減額	公民館年間登録者のうち、65歳以上の者、中学生以下の者	支援	【町独自】	公民館利用者登録について、65歳以上、中学生以下の者は登録料の半額免除が受けられる制度	生涯学習課(生涯学習担当) 0493-65-2656	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2101
	9	施設	ときがわ町体育施設使用料等の減額	ときがわ町の小学生・中学生、減免団体等	支援	【町独自】	町内の小・中学生は使用料・年間会員登録料が免除となります。 また、減免団体等が使用する場合、使用料の全額免除又は半額免除が受けられる制度	生涯学習課(生涯学習担当) 0493-65-2656	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2179
	10	奨学金	関口茂八翁奨学金	高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修・各種学校に確実に入学する意思を有する方、入学決定又は在学中の方	助成金	【町独自】	経済上の理由により就学が困難な方に奨学金を貸与し、社会に有用な人材の育成を図ることを目的とした奨学金制度 町内に就職・県内の社会福祉施設等に就職し、1年以上継続して勤務した場合、返還金が最大半額免除	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	https://www.town.tokigawa.lg.jp/menu/73
	1	農業	ときがわ町農業者支援事業補助金	町内に在り農業者、その他要件あり	助成金	【町独自】	農業用施設及び機械購入費等に対し1/3以内、上限20万円まで補助する制度	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	
	2	農業	ときがわ町明日の農業担い手育成塾補助金	町内農地において新しく農業生産を始めようとする意欲的な者 その他要件あり	支援		原則2年間の農業研修制度 自己負担金あり	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2923
	3	農業	農地利用集積促進事業助成金	町内に在り住者又は町内に事業所を有する農業法人	助成金	【町独自】	町内の遊休農地を譲り受け又は賃借権・使用貸借権を設定し借り受けて耕作を開始する場合、耕作を開始するときの1回に限り助成金を交付(田・畑同一額) ・権利の設定期間が5年以上 10a当たり1万円(所有権移転の場合もこの額) ・権利の設定期間が3年以上5年未満 10a当たり7千円	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	

農 林 業 ・ 商 工 ・ 観 光	4	活動	ときがわ町まちづくり活動支援事業補助金	設立から3年以内の団体で、町内に拠点があり、かつ町内で活動する団体。 人数が5人以上、かつその6割以上が町内に在住していること。ただし、同一年度に申請のあった複数団体において会員等となっている者は、いずれか1つの団体でのみ会員等の人数に算入する。 組織の運営に関する規約等があり、代表者を有すること。	支援		団体活動の内、地域振興（地域の環境美化、景観の保全・管理、にぎわい創出等）に関する事業、商工振興（特産品の新規開発・生産等）に関する事業、観光振興（町の魅力発信、観光入込客の増加促進等）に関する事業、その他町長が特に認めた事業について限度額10万円の補助金を交付する制度	商工観光課（観光担当） 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2612
	5	住宅	ときがわ産材活用住宅等建築補助金	町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する者、且つ工事対象となる住宅等の所有者又はその利用者	助成金	【町独自】	町産材1立方メートルあたり2万円とし、1件あたりの限度額が30万円で補助金を受け取ることができる制度	農林環境課（農林担当） 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2716
	6	防除	鳥獣被害防除対策事業費補助金	農産物生産意欲のある農業者又は農業者が組織する団体	助成金	【町独自】	鳥獣による農作物被害防除のために農地に設置するネット、電気柵、トタン柵等の施設設置の資材、材料等の費用を補助する制度	農林環境課（農林担当） 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/232
	7	創業	特定創業支援等事業の認定	町内で創業を検討している者及び創業後5年未満の者	支援		会社設立時の登録免許税が半額、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫の融資制度による要件緩和など行う制度	商工観光課（商工担当） 0493-65-1584	https://www.saitama-lg.jp/region/cousters/tokigawaguide/
	8	事業所	セーフティネット保証	ときがわ町内に事業所（主たる事業所・支店・工場等）を有する中小企業、その他要件あり	支援		突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援する制度	商工観光課（商工担当） 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2000
	9	事業所	先端設備等導入計画に係る認定	ときがわ町内に事業所（主たる事業所・支店・工場等）を有する中小企業、その他要件あり	支援		中小企業者の設備投資による労働生産性向上を後押しするため、固定資産税（償却資産）の特例割合をゼロとする制度	商工観光課（商工担当） 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1738
	10	事業所	中小企業経営近代化資金利子補給制度	商工会の経営指導を受けて事業の改善に取り組んでいる方	支援		国の融資制度で小規模企業の経営改善のため無担保、無保証人、低利率の利子補給について、その資金の1%の利子補給を町が行う制度	商工観光課（商工担当） 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/479
	11	事業所	ときがわ町中小企業退職金共済掛金等助成制度	小規模事業所、その他要件あり	支援		町内中小企業者の育成及びその従業員の生活の安定を図るため、中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度に新たに加えた事業主に対して、加入月から3年間（36か月間）掛金の一部を助成する制度	商工観光課（商工担当） 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/551
地 域 活 動	1	地域	ときがわ町自主防災組織補助金	自主防災組織	助成金	【町独自】	防災用資機材の整備事業及び自主防災活動の実施事業に要する経費について補助金を受けることができる制度	総務課（自治人権担当） 0493-65-0401	
	2	地域	集落支援員（行政区支援型）	区長・行政区加入者	支援	【町独自】	行政区の書類作成や印刷を代行したり、相談を受けたたり、住民の小さな困りごとを解決したりする人材を確保	総務課（自治人権担当） 0493-65-0401	
	3	地域	ときがわ町道路・水路・河川除草作業助成金	行政区、自治会及び活動団体等	助成金	【町独自】	除草作業の際の草刈機の持込1台につき1回1,100円を助成する制度	建設課（管理都市計画担当） 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2701
	4	地域	草刈機の貸出	川のまると再生プロジェクトで指定した河川敷及び遊歩道の雑草除去を行おうとする行政区等	支援	【町独自】	町が所有する自走式草刈機又は肩掛式刈払機（燃料含む）を無料で貸し出す制度	建設課（管理都市計画担当） 0493-65-1539	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2701
	5	その他	ときがわ町消防団員準中型免許等取得事業費補助金	平成19年6月2日以降に普通自動車運転免許を取得した消防団員等	助成金		指定自動車教習所において準中型免許等取得のために要する教習料金、諸費用等の経費について補助金を受けることができる制度	総務課（自治人権担当） 0493-65-0401	
移 住 ・ 定 住	1	住宅取得	ときがわ町定住促進住宅取得補助金	中学生以下のお子さんがいる世帯または満45歳未満の夫婦等	助成金	【町独自】	100万円以上の住宅を取得した場合に補助金を受けることができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2245
	2	リフォーム	ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金	中学生以下のお子さんがある世帯または満45歳未満の夫婦等	助成金	【町独自】	20万円以上の工事費のリフォームをした場合に最大50万円の補助金を受けることができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2246
	3	移住・就業	ときがわ町移住支援金	移住元に関する要件、移住先に関する要件、就職先及び就職条件等に関する要件に該当する方	助成金		支給要件に該当する場合に単身で60万円、2人以上の世帯で100万円、18歳未満の方が帯同する世帯で130万円の補助金を受けることができる制度	政策財政課（政策担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1895
そ の 他	1	企業立地	ときがわ町企業立地支援制度	県知事による地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業	支援	【町独自】	土地・建物と償却資産に係る固定資産税について、第1年度10/10の免除、第2年度8/10の減額、第3年度6/10の減額を受けることができる制度	政策財政課（企業立地担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/481
	2	企業立地	ときがわ町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除制度	取得等した減価償却資産の取得価格の合計額が要件を満たした青色申告をしている個人または法人	支援	【町独自】	対象事業を行うために取得等した設備に対して、新たに課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税の課税を免除する制度	政策財政課（企業立地担当） 0493-65-0404	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2996